

○5番(種村 博行君) お疲れさんでございます。

あれからちょうど1カ月になりますけども、先月の台風11号では、三重県内に大雨特別警報が発表され、のろのろ台風のせいで、ほとんど丸一昼夜、町の職員の方には対策本部を設置していただいて、本当にありがとうございました。

それと、今年はなぜか休日ごとに警報が出るという、何か職員の方には不幸なのか何か、それごとに日曜日ごとに出していただいて本当にありがとうございます。

さて今回の質問は、これに関連して、馬場川の改修についての質問をさせていただきます。

馬場川は平成23年7月25日に氾濫し、穴太の一部で床下浸水や筑紫地区で孤立した家屋がありました。昨年度、その改修に向けて現地調査をしています。その現地調査の結果と今後の進め方をお伺いいたします。

○議長(木村 宗朝君) 山下誠司建設部長。

○建設部長(山下 誠司君) ただいまの種村議員の馬場川改修計画ということで、ご質問にお答えを申し上げます。

近年は予想を超えた雨量があり、全国各地で災害が発生し、尊い人命が奪われたり、家屋が倒壊するなど、甚大な被害が報告されております。

幸いにも本町では近年において河川の氾濫等、大規模な災害は発生しておりません。しかしながらご指摘いただきました馬場川におきましては、平成23年7月25日の豪雨時、河川の一部で越水をし、農地等への影響が見受けられております。そのことから馬場川の調査を行っております。

調査結果では、河川護岸の構造、河川勾配の調査を踏まえまして、根本的には河川断面の不足が原因であるというところでございます。その解消を図るには河床を下げるか、もしくはかさ上げも考えられますが、現地の状況から、物理的にそのことについては不可能かと思われまして、現在では河川幅を拡幅することで河川断面が確保し得るものとして、その方向で計画検討をしております。

しかしながら流末は桑名市側にありますので、一方的に計画実行ということは、今の時点ではできないというふうに判断しておりまして、今後、桑名市への理解と協力を求め、協議を行ってまいりたいと考えますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(木村 宗朝君) 種村議員。

○5番(種村 博行君) ありがとうございます。

河川を拡幅しても、どれだけの降雨量に対応できるかというのは計算できませんけど、氾濫した当時の降雨量は、前回の一般質問で、時間当たり30ミリと伺っております。この30ミリがどの範囲で降ったのかということも理解しておりませんが、穴太の一部で床下浸水や筑紫で孤立した家屋があったという、おおよその被害はわかっておりますけども、そのほか全体としてどんな被害があったのか、理解されているでしょうか、お伺いいたします。

○議長(木村 宗朝君) 山下建設部長。

○建設部長(山下 誠司君) 想定雨量と申しますか、現在計画として持っておるところが、現状が、あくまで計算上の話で申しわけございませんが、時間雨量46ミリの降雨強度に耐え得るところがございまして、現在計画しておるところでは、時間雨量88ミリの降雨強度に耐え得るところで計画を実施しております。

あくまで降雨強度でございまして、何ミリ降ったから耐えられる、それ以上少なかったら耐えられないということではなしに、河川の構造とか勾配とか、そういうものはいろんな要因が重なってまいりますので、それらも加味した上で、現在降雨強度84ミリというふうな設定をしております。

平成25年7月の時点での災害につきましては、特に河川においては馬場川が越水したというふうには記憶しておりますし、あとは河川以外では倒木であるとか、そういうものは確認しておりますけども、それ以上の被害というのは、大きなところでは確認をしております。

以上です。

○議長(木村 宗朝君) 種村議員。

○5番(種村 博行君) 範囲がわからないと88ミリの設定というのは計算できませんけど、それは後でお聞きします。

裏面に三重県北勢地区、其原地区だと思っておりますけども、過去20年間の降雨量を添付いたしました。それを見ますと、だんだんと降雨量は増えてきております。地球温暖化のせいかわかりませんが、このような降雨量になったときに、雨が降った範囲も関係しますけども、馬場川が拡幅でどれだけの降雨量に対応できるかということもわかりませんし、拡幅してどれくらいということも、本当に心配をいたします。

認識を共有したいと思うんですけども、馬場川に係る負荷ですね、その範囲を調べてみました。そうしますと、道路名がわからないんですけども、神田変電所があります。それとカネスエというスーパーありますね。あの道路を北へ向いて上がって行って団地のほうへ上がっていきます。その道路の東側の部分、団地も含めて東の1~2丁目になると思うんですけども、三段溜の上ですね、そのあたり、それと山田の工業団地のあたり、それからそれを下ってきて六把野、山田、穴太、筑紫、それが全部馬場川の負荷になっております。

それで間違いないと思うんですけども、そんなような認識でしょうか。

○議長(木村 宗朝君) 山下建設部長。

○建設部長(山下 誠司君) ちょっと言葉では、なかなかわかりにくいかわかりませんが、計算上では151ヘクタールというものを流域面積としてカウントしてございます。そのエリアでございまして、上流側につきましてはADEKAさんの前面道路を上流側として、下流域につきましては穴太・筑紫地区のほ場整備がなされたところまでという全域で

す。東側に目を向けますと、穴太地区を縦断しておる県道まで、西側につきましては神田小学校の東側の道路までと、そういうエリアでございます。

○議長(木村 宗朝君) 種村議員。

○5番(種村 博行君) 大体私もそうかなと思っております。

東員町は先人たちの努力で笹尾山は団地になり、北山田には多くの企業が入ってきて、東員町も随分発展をしてきました。こういった丘陵地の開発が、高度成長期には日本中、都市近郊には行われて、開発地域はコンクリート化されて、地面はコンクリートの上を猛スピードで流れるようになったということ。一方はそういうことで河川が氾濫しやすくなった。一方では、雨水の地下浸透がなくなって地下水がなくなり、浅井戸は枯渇するという現象が起きております。

そういうことで地下水がなくなって、員弁川も随分水が昔に比べると少なくなったなという感じがして、小川の水もなくなって、昔はコイやフナがおったんですけども、今はそんな姿もほとんど見られない、そういう状況だと思うんですけども、井戸のことを考えますと、幸い東員町は井戸の水源は員弁川沿いに3カ所ありますけども、その水源が養老山系と聞いてますので、まだ安心しておりますけども、養老山系がこういうふうな開発をされたときには要注意かなと思っております。その辺は注視しておかないと大変なことになるなとは思っております。

そういうことで東員町も含めて都市近郊は日本中、我々が洪水を発生しやすくしてきたというのが現状かと思えます。

こういうことで三重県は昭和50年に宅地開発事業に関する技術マニュアルということで洪水調整を規定をしております。それによると、洪水調整を行うべく開発行為は開発面積1ヘクタール以上、洪水の調整方法は関連する下流の洪水の被害を防止するために調整池を設置したり、下流の川を自分の責任で、開発した者の責任で拡幅したり、ということをするということをやっております。設定が昭和50年ですので、城山地区は57年ごろの整備ですので、調整池はありますけども、笹尾西地区ですか、それは昭和40年代で調整池はありません。三段溜があるかと思うんですけども、あれは農業用のため池で調整池ではありません。いつも満杯でありますので、調整池ではありません。

そういう意味と、一方、ほ場整備がなされてきて、ほ場整備も配水がうまく流れるように整備されました。そういうことで配水がスピードよく下流に流れていくということになっております。そういうのを解除するのに昔は、ほ場整備をされる前は田んぼが調整池の役目をしておったんですけども、そういうのを防ぐために配水路を部分的に細くしたり、そういうふうな手法をとっている市町もあるとは聞いておりますけども、東員町はそういうこともやっております。

ここで質問なんですけども、馬場川の氾濫はこういった団地の開発をやった、ほ場整備をやったにもかかわらず、馬場川の容量を見ていなかったということが大きな原因だと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長(木村 宗朝君) 山下建設部長。

○建設部長(山下 誠司君) まず笹尾地区につきましては、砂谷川、田古田川という2つの河川がございまして、そこへ流域全体を2つに分けて放流しているという現状でございます。当時から調整池というのは設置義務といいますか、そういうものはあったわけですが、河川を改修することによって下流域への影響が出ないというふうなことで、現在の笹尾地区があるというふうに思っております。

城山につきましては、基本的に弁天川のほうですかね、そちらのほうに流れますので、今まで以上に改修するというのであれば、特に調整池を設ける必要はなかったのかなと思いますけども、現況の河川を利用するというので、一旦水を対応できないということで、城山については大きな調整池が設けてあるというふうなところだと思います。

議員申されました馬場川がつくられた時には、上流域の水まで計算がされてなかったんじゃないかということなんですけども、基本的には河川の流域で拾いますので、砂谷・田古田川は末端が藤川のほうへ流れてますし、最終的には員弁川が伊勢湾という話になるんですけども、特に笹尾・城山の流出量を馬場川で考慮するという必要はなかったんじゃないかというふうに考えております。

○議長(木村 宗朝君) 種村議員。

○5番(種村 博行君) 私はサラリーマンのころに北山田の企業におったんですけども、当時、大雨の降った時に工場の中へ水が流れ込んでくるんです。それで対策をどうしたらこうたらという話をしましたけども、その工場の上から団地ですね、あれは笹尾東1~2丁目、それから城山地区も1~2とありますけども、凄い勢いで工場の中に水が流れ込んでくる。その水が工場をスルーして、当然北山田のほうへいきますけど、それは馬場川の負荷になってくるんです。

今の部長のお答えは、現実とは少し違っているような気がします。大雑把な計算をしてみたいと思うんですけども、調整池というのは、容量計算は降雨量が時々見直されて、だんだんと大きくなってきています。現実には最近ハイブリットパークにも大きな調整池があって、それから多度力尾に今開発してますけども、焼却場の北側ですね、あそこにも大きな調整池があります。

団地に今の基準で調整池を設置するとすれば、どれだけの容量が必要なのかというのを計算したいと思うんですけども、調整池の容量計算というのは、下の川の大きさとか開発する面積とかでなかなか難しいんですけども、大雑把に今の団地の面積、それとハイブリットパークの面積、ハイブリットパークの今の調整池の容量、それと比較すると、今の団地に設置をするとすれば、どれぐらいの調整池が必要なのでしょう。

○議長(木村 宗朝君) 山下建設部長。

○建設部長(山下 誠司君) 議員申されているように、比較というのは非常に難しい、それぞれの現地の状況というのは違うものですから。ましてやハイブリットパークの用途、

住宅団地の用途というので、随分、面の仕上がりとかということで変わってまいりますので、一概に比較はできないというところをご理解をいただきたいと思います。

現状わかっている範囲で申し上げますと、ハイブリットパークにつきましては、あくまでも面積だけで計算をさせていただきますと、ハイブリットパークで13.5ヘクタールございます。調整池の容量が2万1,000トンの容量を持っております。これをヘクタール当たりいたしますと、1ヘクタール当たり1,570トンというふうな計算です。それを単純に笹尾のほうに置きかえますと、面積規模が220ヘクタールほどございまして、先ほどのハイブリットの容量を合わせますと34万5,000トンの調整池が必要と、そんな計算になろうかと思っております。

以上です。

○議長(木村 宗朝君) 種村議員。

○5番(種村 博行君) 調整池の設定は経済的に見合うとか、あとの下の方の協議とかで、それだけの容量が要るかというのとは違うと思うんですけども、これだけの容量を団地に今設置しろというのは、ほとんど無理な話ですね。

開発行為における技術マニュアルの考え方は、開発することによって下流に迷惑をかけるなということなんです。そういうことです。馬場川を拡幅して東員町の洪水の被害はなくなっても、その部分は桑名市に流れていきます。下流に迷惑をかけるなということですので、桑名市に迷惑をかけたらいかんということですね。桑名市と協議するというお話をされましたけども、協議しても、多分桑名市はこういうことを知ってみえますので、東員町は東員町の責任でやれという返答だと私は思うんです。

言ってみれば東員町が団地を誘致した。企業も誘致した。東員町の利益をもってやったわけですね。その東員町の利益を何で桑名市が面倒見ないといかんのやということになってくると思うんです。ですので、東員町に馬場川の拡幅だけで調整できなかつたら、調整池の設置も、それから接続されている桑名市の河川の改修も東員町の費用で、ということになると思います。

とりあえず拡幅ということで今考えてもらってみえますけども、地権者との協議が大変だと思えます。地権者と去年ですか、集まっていたのは、その方ともう一回継続してじっくりとやっていただいております。

それから改修後に問題が起きた、桑名市に問題が起きたという場合には、常識的に考えると、桑名市の河川を改修するというのは、田んぼの中を流れますので、なかなか無理かと思えます。調整池の設置となると思うんですけども、そういうことも将来的にやってみてから、河川の拡幅をしてから、状況を見ながら調整池の設置ということも視野に入れてやってほしいなと思っております。

よろしく願いをいたします。

あと、三重県は1ヘクタール以上は調整池等の設置をなさいというマニュアルがありますが、1ヘクタール以下のミニ開発、これが多くなってくれば問題は大きくなっていきま

す。東員町も随分ミニ開発が進んでますけども、あれが多くなっていけば問題は大きくなってくると思うんです。

桑名市はそういうことから、こんなことを書いてあります。500平方メートル以上の開発行為、田んぼで5畝ですね、それと市街化調整区域における開発行為について、次のような条例を設定しております。

1つ目に、開発区域の排水計画に当たって、技術基準を設定して雨水浸透工法を積極的に採用するとともに、各河川の流域変更は行わないものとする。2つ目に、開発区域から開発外への排水能力について、施設管理者と協議し、改修整備が必要な場合は事業者の負担において改修整備をするもの、こういうふうなことをうたっております。要するに小さい開発でも後ろに迷惑をかけるなということをやっています。

そのほか、市町によっては0.5ヘクタール以上の開発で調整池を設置しなさいということもあります。要するにミニ開発であっても、排水放流によって河川に迷惑をかけるなということだと思っておりますけども、現状ミニ開発の許可で開発区域から出る排水が下流の排水に迷惑をかけていないかということを確認をされているのでしょうか。今どんどんとミニ開発がされてますけども、その辺は業者任せにはしていませんか。心配をいたします。

○議長(木村 宗朝君) 山下建設部長。

○建設部長(山下 誠司君) 今、議員申されたのは、桑名市が個別に開発指導要綱というものをつくられておると思います。私どもも現実には指導要綱なるものは持ってはございませんが、このあたりに書いてあることを踏まえて、開発行為の場合は必ず事前協議というのをやりますので、事前協議の中で、当然1ヘクタール未満であっても現実、下流域に排水能力がなければ調整池を設置するとか、排水経路を整備するだとか、そういう指導は協議の段階で行っておりますし、個別な指導要綱なしでもそのあたりは対応させていただきます。

○議長(木村 宗朝君) 種村議員。

○5番(種村 博行君) ありがとうございます。

ミニ開発は調整池は要らない、公園の設置も要らない、そういうことで建設業者さんは利点が多くて、業者の進出は多いと思うんですけれども、その分、土地の整備のお金が安く済みますので、売り出したらずぐに売れるというようなことになってくると思うんですけれども、洪水のことを考えると、ミニ開発というのは随分問題が生じてくるなと思うんですね。東員町もこういうミニ開発についての、先ほど指導要綱はないけども、やっているといたすけども、独自で条例の設定、ミニ開発でも洪水調整池が要るよとか、雨水浸透工法の舗装をするとか、そういう条例を設定するのが必要だなと私は思っております。

昨日の答弁で町長が言われましたけども、今後、三和地区にも開発を許可するような話も聞いてます。それから藤田議員の話でも残砂条例の話もありました。残砂条例も沈砂池

を設けて、たまった砂はお前ところの責任でやるんだよというふうな、それぐらいの条例は設定してもいいんじゃないかなと私は思っています。

あと、ミニ開発の条例は、川は他市町ともつながっているんですよね。ですので自分ところの町だけやってもしょうがない。よその町も一緒のようにやらないと、私はだめかと思うんですね、広域で。例えば東員町だけが規制を厳しくすると、東員町でミニ団地をつくったときに、いなべ市がそういう条例がなかったら、いなべ市の土地は随分安く済みますよね。そういうことで東員町に人が来てもらえないと、土地が高いから、ということになりますので、こういう条例は広域でやったほうが私はいいと思います。

桑名市も東員町もいなべ市も同じ条例だということが、私は必要だと思うんですけども、いなべ市と定住自立圏形成協定というのを結んでますよね。そこでこういう条例を、みんなで作ろうという案として出されたら私はどうかなと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長(木村 宗朝君) 山下建設部長。

○建設部長(山下 誠司君) まず、根本的な開発にかかわる技術的な指導要綱というものは都市計画法の中に基本的なものは網羅されておまして、先ほど桑名市の例を申されましたが、それ以上に、さらに細目にわたって指導要綱という形でつくられております。東員町といたしましても指導要綱はないと申し上げましたけれども、もともとの本法にある技術基準、他市町で設定しておる個別の指導要綱等々参照にしながら協議をやっておりますので、さらにそれを義務づけるために条例というものの必要性というものは一度考慮させていただいて、それが守られないということであれば、条例等でかつちりしたものをつくるというのも一つの方法だと思うんですけども、これはうちに限らず桑名市の都市計画区域という中で、いなべ市は旧の員弁町だけですけども、東員町も含めた中で、同じような体制での指導を行っておりますので、その中で不備が出るというところがございましたら、条例等々の制定も同等に考えていきたいなというふうには思いますけども、よろしく願いいたします。

○議長(木村 宗朝君) 種村議員。

○5番(種村 博行君) まず業者さんは条例を先に見ると思うんですけども、条例があったほうが指導もやりやすいと思うんですけども、条例を設定するのをなぜ躊躇されるのか、よくわからないんですけども、条例を設定しておけば指導だってやりやすくなると思うんですけども、どうなんですか。

○議長(木村 宗朝君) 山下建設部長。

○建設部長(山下 誠司君) 確かにおっしゃるとおりなんですけども、現在の指導要綱、指導協議の中で、最低限のところは遵守されておるというところがございまして、それがまず、あくまで指導という立場で入りますので、遵守されないという状況が生まれてきて、ほかに不備が出てくるという状況が懸念されるようであれば、当然条例等で義務づけるということも考えますけども、今のところ、そういった我がほうというか、地元が不利にな

るような状況にないということで、現行やっておる指導の中で対処していきたいという意味で申し上げたもので、条例を否定するものでは何もございませんけども。

以上です。

○議長(木村 宗朝君) 早川総務部長。

○総務部長(早川 正君) すみません。少し補足というわけではないんですけれども、条例の部分についてお答えをさせていただきます。

昨日も藤田議員から残土の関係につきまして、条例をつくったらどうかというような質問をいただきました。今回、種村議員からも、少し内容は違いますけれども、基本的には住民の環境を考慮した上での、町民を守るという部分からの問いかけだというふうに理解をさせていただいております。昨日も藤田議員から質問をいただいた際、その後で町長からもこういった部分の条例については前向きに一回勉強をして検討するよというふうにもいただいておりますので、積極的にといいますか、勉強させていただきたいというふうにご考えております。

○議長(木村 宗朝君) 種村議員。

○5番(種村 博行君) ぜひそのようにお願いをいたします。

それから少しでも河川に負担をかけないように、雨水透過性舗装や雨水浸透枡、それから屋根の雨水を雨水タンクというんですかね、雨水をためるタンクですね、そういうのに補助金を設定している市町もあると聞いております。四日市市では雨水タンクの設置に上限3万円の補助金を出しております。

東員町は雨水浸透枡の設置とか雨水タンクの設置、そういうのに補助金を設定する考えはありますか。総務部長、お願いいたします。

○議長(木村 宗朝君) 水谷町長。

○町長(水谷 俊郎君) 先ほどの条例も含めて、これも一度勉強させていただいて、そして検討をさせていただくと。とりあえずそういうことで、まず勉強から入らせていただくということにさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長(木村 宗朝君) 種村議員。

○5番(種村 博行君) こういった取り組みも、当然先ほども言いましたけども広域の話なんですね。東員町だけ住民さんが努力して屋根に設置したとか、雨水浸透工法とか雨水浸透枡とかやったって、いなべ市と歩調を合わせないといかんと思うんですね、いなべ市も桑名市もみんな。広域でやるものですから、それも定住自立圏のほうで提案されて、一緒にやるということが私は理想かなと思います。

馬場川についての質問は、これで終わりたいと思います。

あと、ふるさと納税について質問をいたします。

昨日の伊藤守一議員と同じ質問になって本当に申しわけございません。最近、テレビ等で寄附をしたお礼の特産品が余りにも魅力的で、私の周りにも寄附をしようかなと言われ

る方がたくさんみえます。うちの女房もそうなんですけども、同じ答弁になると思いますけども、答弁書を用意されてみえると思いますので、今後の取り組みについて、お伺いをいたします。

○議長(木村 宗朝君) 早川総務部長。

○総務部長(早川 正君) ふるさと納税についてのご質問にお答えをいたします。

昨日、伊藤議員にもお答えをさせていただきましたとおり、ふるさと納税制度は、自分が生まれ育ったふるさとや応援したい都道府県や市町村への貢献の気持ちを寄附金としてあらかず制度でございます。

東員町へのふるさと納税の状況でございますが、平成20年度から平成25年度までの5カ年で、納税された方は6名いらっしゃいます。納付額といたしましては、累計をいたしますと52万円の実績でございます。

またこれとは逆に、ふるさと納税により町民の方が他市町村へふるさと納税を行った件数と金額でございますが、平成24年は1名で2万円、平成25年は12名で30万5,000円でございます。

このふるさと納税につきましては、各種メディアで特典だけがクローズアップされており、ふるさと納税の本来の趣旨から、いささか逸脱しているようにも見受けられます。本町は他市町村から移り住まれた方が多くいらっしゃいますので、それぞれの方がご自分のふるさとに納税されますと、税の寄附金控除により税収が減る可能性がございます。

寄附をいただいた方への特典につきましては、現在導入には至っておりませんが、今後は町のPRとしてどのような方法がよいか、特典費用や制度運用にかかる人件費など、費用対効果を勘案しながら検討をしてみたいと考えております。

皆さまのお知恵もかりながら、ふるさと納税制度のPRも図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

○議長(木村 宗朝君) 種村議員。

○5番(種村 博行君) 平成20年から平成25年で6名で累計52万円、それから東員町から他市町へ寄附した人は平成24年は1名で2万円、平成25年は12名で30.5万円、今そういうふうに伺いました。

政府は寄附の税額控除の上限を、今、住民税の1割程度から2割に拡大するという話も聞いております。東員町の人の特産品目的で他市町へ寄附が増えると住民税の減少が今の倍、2割になると倍になるという計算になってしまいますけど、単純に計算して、平成25年度が12名で30.5万円とすると、2割しても住民税カットしてもらえ、控除してもらえよとなると、61万円の住民税が東員町で減ることになります。2,000円は控除しますけどね。2,000円は税金がかかりますけども、2,000円は低い金額ですので除いておいても、60万円程度は住民税は少なくなる。これは12名の計算ですけども、これが30名、40名になっていくと、200万円、300万円というふうに住民税が減っていくかなという感じがしております。

本来の趣旨から外れるという話でしたけども、政府として、制度としても取り入れているということですので、東員町だけ趣旨から外れているから参加しないというよりも、この制度を利用するしか私はないと思うんですよね。

私ども今いろんなことを考えて、東員町の売りは何なんだというふうなことを考えますと、特産品もこれといったものがないし、どうだろうと考えてみますと、東員町の売りは文化だと思うんですよね。例えば特産品のかわりに東員町はこんなお礼をするよというのであれば、私は文化を売りにする、こども歌舞伎の観賞券であったり、大社祭りの観覧席であったり、東員第九の観賞券であったりそういうものとか、あとはナロウゲージの北勢線を使ってもらって来てもらう、そんなふうなことも私は可能かなと思うんです。中部公園のパークゴルフもいいかな、そんなふうなことを思ってます。

パソコンを開いたときにいろんな各市町の特産品が見えるんですけども、東員町をクリックしたときに東員町の文化が見えるような画面をうまくつくって、東員町をPRするのもいいかなと私は思っております。

昨日の大崎議員の質問にも町長が答えてましたけども、東員町はPRするのが下手という話もありました。この制度を利用して、そんなにPRにならんかもわかりませんが、東員町ってクリックしたら東員町の文化が見えるような、そういう画面をつくってもらう。そんなふうなことを私は考えてますけども、いかがでしょうか。

○議長(木村 宗朝君) 早川総務部長。

○総務部長(早川 正君) お答えをさせていただきます。

ふるさと納税につきましては、昨日も伊藤議員のほうにお答えをさせていただきました。ふるさと納税の本来の趣旨というのは、生まれ育ったところを応援をするというところから始まっているんですけども、今いささか特典品のPR合戦というようなところが見受けられる嫌いがございます。これについては少し逸脱をされているのかなというふうに感じております。

私ども、東員町の場合につきましては、本当に他市町から受け入れた、転入された方が多くいるという部分で、外にふるさとを持ってられる方が多いという部分につきましては、このふるさと納税、本来の趣旨からいくと、少し不利な状況にあるというふうを考えております。

しかしながら今、種村議員がおっしゃられましたように、この制度自体が運用されております。当然私どもはこれには乗っからないんやと、そんな部分にはなりませんので、東員町をPRできる部分につきましては、昨日も申し上げましたように特産品もそうですし、積極的にやっていきたいと考えておりますし、ホームページ等を活用しながら、今おっしゃられましたように第九のチケットであるとかこども歌舞伎のチケット、そういったものも特産品の中に念頭に置きながら検討もしてまいりたいというふうには考えております。

○議長(木村 宗朝君) 種村議員。

○5番(種村 博行君) ぜひ商工会や観光協会とかとも相談をされて、いいPRができるようにお願いをして、私の質問を終わりたいと思います。
どうもありがとうございます。